○外務省告示第七号

平成二十二年十二月十六日に東京で、航空業務に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の路線表の改正に関する次の書簡の交換がドイツ連邦共和国政府との間に行われた。

平成二十三年一月六日

外務大臣　前原　誠司

（日本側書簡）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、千九百六十一年一月十八日にボンで署名された航空業務に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定（以下「協定」という。）及び千九百九十九年九月十三日付けの日本国政府とドイツ連邦共和国政府との間の交換公文により修正された協定の路線表並びに協定第十二条の規定に従って二千八年四月二十一日から二十四日までボンで行われた両国の航空当局の間の協議に言及するとともに、協定第二条⑵の規定に従い、現行の路線表が、次の新たな路線表に代わることを日本国政府に代わって提案する光栄を有します。

路線表

Ⅰ　ドイツ連邦共和国の一又は二以上の指定航空企業が運営する路線

ドイツ連邦共和国内の地点	中間の地点	日本国内の地点	以遠の地点
すべての地点	すべての地点(注⑴)	すべての地点（注⑵）	アジア太平洋内の二地点 すべての地点（注⑶）

Ⅱ　日本国の一又は二以上の指定航空企業が運営する路線

日本国内の地点	中間の地点	ドイツ連邦共和国内の地点	以遠の地点
すべての地点	すべての地点(注⑷)	すべての地点（注⑸）	ヨーロッパ内の五地点 アフリカ内の三地点 中南米内の三地点 ヨーロッパ内のすべての地点（注⑹） 近東内の一地点(注⑹)

注⑴　ドイツ連邦共和国の一又は二以上の指定航空企業は、第五の自由の運輸権を伴うことなく北京及び上海を使用することができる。

注⑵　ドイツ連邦共和国の一又は二以上の指定航空企業は、日本国内のいずれの地点もコターミナル地点として使用することができる。

注⑶　ドイツ連邦共和国の一又は二以上の指定航空企業は、航空機を運航しない航空企業としてコードシェア運航を行う場合にのみ、これらの地点に業務を行うことができる。

注⑷　日本国の一又は二以上の指定航空企業は、第五の自由の運輸権を伴うことなく北京及び上海を使用することができる。

注⑸　日本国の一又は二以上の指定航空企業は、ドイツ連邦共和国内のいずれの地点もコターミナル地点として使用することができる。

注⑹　日本国の一又は二以上の指定航空企業は、航空機を運航しない航空企業としてコードシェア運航を行う場合にのみ、これらの地点に業務を行うことができる。

Ⅲ　一方の国の一又は二以上の指定航空企業が提供する協定業務は、当該国の領域内の一地点をその起点としなければならない。ただし、特定路線上の他の地点は、いずれかの又はすべての飛行に当たって、当該指定航空企業の選択により省略することができる。

本大臣は、前記の提案がドイツ連邦共和国政府にとって受諾し得るものであるときは、この書簡及びその旨の閣下の返簡が協定第二条⑵の規定に基づく日本国政府とドイツ連邦共和国政府との間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずることを提案する光栄を有します。

この書簡は、正文である日本語、ドイツ語及び英語により作成され、解釈に相違がある場合には、英語の本文によるものとします。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十年十二月十六日に東京で

日本国外務大臣　前原誠司

日本国駐在ドイツ連邦共和国特命全権大使
フォルカー・シュタンツェル閣下

（ドイツ側書簡）

書簡をもって啓上いたします。本使は、千九百六十一年一月十八日にボンで署名された航空業務に関するドイツ連邦共和国と日本国との間の協定の路線表に関する本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本使は、ドイツ連邦共和国政府が閣下の書簡に含まれた提案を受諾することをドイツ連邦共和国政府に代わって閣下に通報するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が協定第二条⑵の規定に基づく両国政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずることを確認する光栄を有します。

この書簡は、正文であるドイツ語、日本語及び英語により作成され、解釈に相違がある場合には、英語の本文によるものとします。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十年十二月十六日に東京で

日本国駐在ドイツ連邦共和国
特命全権大使　フォルカー・シュタンツェル

日本国外務大臣　前原誠司閣下

○農林水産省告示第二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　三重県津市産品字三年作九一〇、九一四、九一五の一、九一五の二、九一七の一、九一七の二、九一八の一から九一八の三まで、九一九の二、九二〇の一から九二〇の三まで、九二二の一から九二二の三まで、九二五から九二七まで、九二八の一、九二八の二、九二八の四、九二九の一から九二九の三まで、九二九の五、九二九の七、九三〇の一、九三一の一、九三二から九三五まで、九三五の一、九三六、九三六の一、九三七から九三九まで、九三九の一、九四〇、九四〇の一、九四〇の二、九四〇の四、九四〇の六、九四〇の八、九四一、九四二の一、九四二の二、九四二の四、九四二の五、九五四の一、九五四の三、九五八の一、九五九の一、九六〇の一、九六一の一、九六三、九六四の一、九六六の一、九六六の三、九七五、九七七の一、九七七の二、九七七の五、九七七の六、九七八から九八四まで、九八六、九八七、九八七の一から九八七の三まで、九八八、字大石一〇〇三の二、一〇〇四の一、一〇二二、一〇二二の一、一〇二八、一〇三〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字三年作九二二の三・九二五から九二七まで・九三五・九三五の一・九三六・九三六の一・九三九の一・九四〇・九四〇の一・九四〇の八・九四一・九四二の一・九六〇の一・九六一の一・九六一の三・九六三・九六四の一・九六六の一・九七八から九八三まで・字大石一〇三〇（以上二十七筆について次の図に示す部分に限る。）